

平成29年度水産基盤整備事業概算決定について

【ポイント】

- 水産基盤整備事業の概算決定額は700億円（対前年比100.0%）
- 消費・輸出の拡大を図るため、流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策や漁港機能の集約化・有効活用の推進に重点的に配分。
- 流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁港機能の集約化・有効活用について、事業内容の拡充及び事業の創設。

1 概算決定額

水産基盤整備事業（公共）：70,000百万円（対前年比100.0%）

- ・ このほか、関連対策として、「漁港機能増進事業（非公共事業）」1,000百万円を措置している。
- ・ また、別途、農山漁村地域整備交付金（水産関係分）9,567百万円がある。
- ・ なお、被災地復興対策（復興庁計上分）については、東日本大震災復興特別会計において対応。

2 主な内容

① 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策

国産水産物の輸出促進及び国内市場における競争力強化を図るため、特に流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理対策や流通の効率化を推進。

また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための水産環境整備を推進。

② 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの有効活用

地震・津波等の自然災害に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、漁港施設の地震・津波対策等を推進。

また、漁港施設の戦略的な長寿命化対策、拠点漁港へ陸揚・集出荷等の漁港機能の集約化や既存ストックの有効活用を推進し、施設の維持管理・更新費の増大の抑制等を図る。

3 新規・拡充事項

○水産物流通機能高度化対策事業の拡充

35,828百万円の内数

国内水産物の消費・輸出拡大に向け、流通・輸出拠点漁港における一貫した衛生管理体制の強化を図るため、これまでの岸壁や荷さばき所に加え、荷さばき所と機能上一体不可分な「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」の整備もあわせて推進。

○広域フロンティア漁場整備事業の創設

13,120百万円の内数

フロンティア漁場整備の保護・増殖効果を高め、沖合資源の更なる増大を図るため、国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、フロンティア漁場整備と都道府県等が実施する漁場整備を一体的に推進する事業を創設。

○水産資源を育む水産環境保全・創造事業の拡充

31,855百万円の内数

複数都道府県にまたがる広域的な海域において、効率的かつ効果的な漁場整備のため、国が主体となって調査・実証試験の実施や、「水産環境整備マスタープラン」を策定するとともに、当該マスタープランに基づき、地方公共団体等が連携し漁場整備等を推進する体制を整備。

○ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業の拡充

12,923百万円の内数

漁港ストックの適正化やストック効果の最大化に向け、漁港機能の集約化を図る一方、既存施設の有効活用等を一層促進し、施設の維持・更新費の増大の抑制を図るため、漁港の機能分担の見直し等により空いた漁港の水域における増殖場や蓄養水面としての有効活用を支援。

水産基盤整備事業(公共)

【平成29年度予算概算決定額：70,000(69,985)百万円】

平成29年度予算の考え方

水産日本の復活のため、以下の対策について重点的に推進。

- (1) 輸出促進に重点をおいた流通・輸出拠点漁港の品質・衛生管理対策
- (2) 海域全体の生産力の底上げを目指した水産資源の回復対策
- (3) 国土強靱化に資するための漁業地域の防災・減災対策
- (4) 漁港施設の長寿命化対策や施設の有効活用等による漁港ストック効果の最大化

流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策

【課題と対応】

- ・水産物の輸出促進による需要拡大
- ・国産水産物の消費の低迷



- ・流通・輸出拠点漁港における水産物の品質・衛生管理対策の推進
- ・陸揚・集出荷機能の集約化による水産物流通の効率化

鳥獣対策を施した
屋根付きの陸揚岸壁



密閉型構造の
荷さばき所



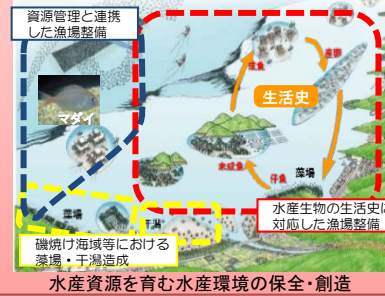
水産資源の回復対策

【課題と対応】

- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境の変化
- ・水産資源の低迷



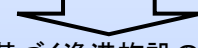
- ・海域全体の生産力の底上げを目指した水産環境整備の推進
- ・フロンティア漁場整備等のさらなる展開



漁業地域の防災・減災対策

【課題と対応】

- ・南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波による甚大な被害、地域産業への影響

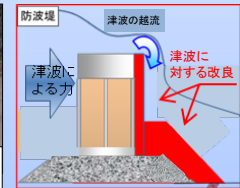


- ・機能診断に基づく漁港施設の耐震化や粘り強い構造をもつ防波堤など地震・津波対策



耐震強化岸壁（東日本大震災直後）
被害無く、がれき処理等、復旧に重要な役割

耐震強化岸壁の効果



津波に対して粘り強い構造を持つ防波堤

漁港ストック効果の最大化

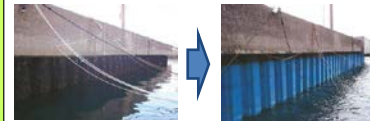
【課題と対応】

- ・人口減少社会の到来や水産資源の低迷等により港勢の動向が変化
- ・多くの施設が耐用年数を迎え、維持管理・更新費の増大が懸念



- ・コストの縮減・平準化を図りつつ、漁港施設の戦略的な長寿命化対策を推進
- ・あわせて、ストックの適正化やストック効果の最大化に向け、漁港機能の集約化や施設の有効活用等を一層推進し、施設の維持管理・更新費の増大を抑制

＜漁港施設の長寿命化対策＞



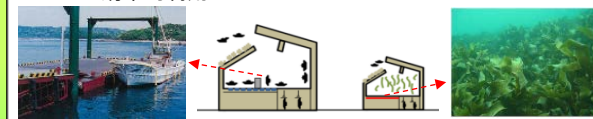
老朽化した岸壁の状況

対策後の岸壁のイメージ

＜漁港機能の集約化・施設の有効活用＞

漁港機能の集約化による効率的利用

水域の有効活用による増養殖機能の増進



浮棧橋

藻場造成

平成29年度水産基盤整備事業概算決定の内訳

(金額単位：百万円)

| 事 項 | H28' 当初予算 | H29' 概算決定 | | | | | 東日本大震災復興特会 (参考) 被災地復興 | 合計 |
|------------------|--------------|-----------|--------|--------|------|----------|-----------------------------|----|
| | | 一般会計 | | | | 対前年 比 | | |
| | | 要求額 | 要望額 | 合計 | | | | |
| 水産基盤整備事業 | 69,985 | 52,502 | 17,498 | 70,000 | 1.00 | 5,584 | 75,584 | |
| 直轄特定漁港漁場整備事業 | 17,090 | 12,700 | 4,393 | 17,093 | 1.00 | - | 17,093 | |
| うちフロンティア漁場整備事業 | 2,700 | 1,909 | 791 | 2,700 | 1.00 | - | 2,700 | |
| うち直轄漁港整備事業 | 14,390 | 10,791 | 3,602 | 14,393 | 1.00 | - | 14,393 | |
| 水産物供給基盤整備 | 29,039 | 21,494 | 8,034 | 29,528 | 1.02 | 4,519 | 34,047 | |
| 水産流通基盤整備事業 | 10,480 | 7,793 | 3,109 | 10,902 | 1.04 | 1,286 | 12,188 | |
| 水産基盤ストックマネジメント事業 | 12,494 | 9,486 | 3,437 | 12,923 | 1.03 | - | 12,923 | |
| 漁港施設機能強化事業 | 6,065 | 4,215 | 1,488 | 5,703 | 0.94 | 3,233 | 8,936 | |
| 水産資源環境整備 | 21,338 | 15,882 | 5,071 | 20,953 | 0.98 | 809 | 21,762 | |
| 水産環境整備事業 | 10,743 | 7,609 | 2,811 | 10,420 | 0.97 | 356 | 10,776 | |
| 水産生産基盤整備事業 | 10,595 | 8,273 | 2,260 | 10,533 | 0.99 | 453 | 10,986 | |
| 水産基盤整備調査（直轄・補助） | 515 | 515 | - | 515 | 1.00 | - | 515 | |
| 作業船整備費 | 18 | 18 | - | 18 | 1.00 | - | 18 | |
| 後進地域補助率差額 | 1,985 | 1,893 | - | 1,893 | 0.95 | 256 | 2,149 | |

※要望額とは、「新しい日本のための優先課題推進枠」としての要求額である。
 ※計数は、四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

水産物流通機能高度化対策事業（拡充）

1 趣 旨

これまで、国産水産物の競争力の強化や輸出促進に向け、流通・輸出拠点漁港において、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工に至るまで一貫した品質・衛生管理対策を推進してきたところ。

今後、さらなる輸出拡大に向け、より効率的かつ効果的な衛生管理体制の強化を図るためには、これまで支援対象としてきた屋根付き岸壁や密閉型荷さばき所等に加え、荷さばき所への氷の供給やセリ後の保管場所等に対する一体的な対応が求められている。

これらを踏まえ、流通・輸出拠点漁港における水産物の集荷・保管・出荷に必要な荷さばき所と機能上一体不可分な「製氷施設」、「冷凍・冷蔵施設」について支援するものである。

2 事業内容

流通・輸出拠点漁港における支援対象施設として、これまでの

- ・ 鳥獣等進入防止施設（岸壁の屋根）
- ・ 清浄海水の取水、導水施設
- ・ 荷さばき所、等

に加え、荷さばき所と一体的に機能する「製氷施設」、「冷凍・冷蔵施設」を追加する。

3 採択要件

「流通・輸出拠点漁港[※]」のうち、

- ・ 「屋根付き岸壁」については、水産物の取扱量5千トン以上又は栽培・養殖魚種の取扱量1千トン以上の漁港等
 - ・ 「荷さばき所」、「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」については、水産物の取扱量8千トン以上又は栽培・養殖魚種の取扱量1千トン以上の漁港等
- （今般追加する「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」は、荷さばき所と同様の採択要件（取扱量8千トン以上又は栽培・養殖魚種1千トン以上等）を満たす漁港であり、かつ必要な衛生管理基準を満たしうる施設に限る。）

※ 水産物の取扱量5千トン以上又は栽培・養殖魚種1千トン以上の漁港

4 事業実施主体

国、地方公共団体等

5 事業実施期間

平成20年度～

6 補助率

1／2等（既存事業の補助率）

（「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」については1／2、但し、特定第3種漁港においては、2／3）

7 対象事業

特定漁港漁場整備事業、水産流通基盤整備事業、水産生産基盤整備事業

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

水産物流通機能高度化対策事業（拡充）

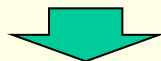
～ 「流通・輸出拠点漁港」の品質・衛生管理対策 ～

- 国内水産物の消費・輸出拡大に向け、流通・輸出拠点漁港における一貫した衛生管理体制の強化を図るため、荷さばき所と機能上一体不可分な「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」の整備を推進。

<現状と課題>

・国内水産物の消費・輸出の拡大など競争力強化に向け、これまで、流通・輸出拠点漁港において、品質・衛生管理の高度化を図るため、鳥獣進入防止のための屋根付き岸壁、室内温度の適正管理が可能な荷さばき所等の整備を推進してきたところ。

・今後、さらなる輸出拡大に向け、より効率的かつ効果的な衛生管理の強化を図るためには、荷さばき所への氷の供給やセリ後の保管場所等に対する一体的な対応が求められているところ。



<今後の対応>

・流通・輸出拠点漁港における水産物の集荷・保管・出荷に必要な荷さばき所と機能上一体不可分な「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」について、支援が必要。

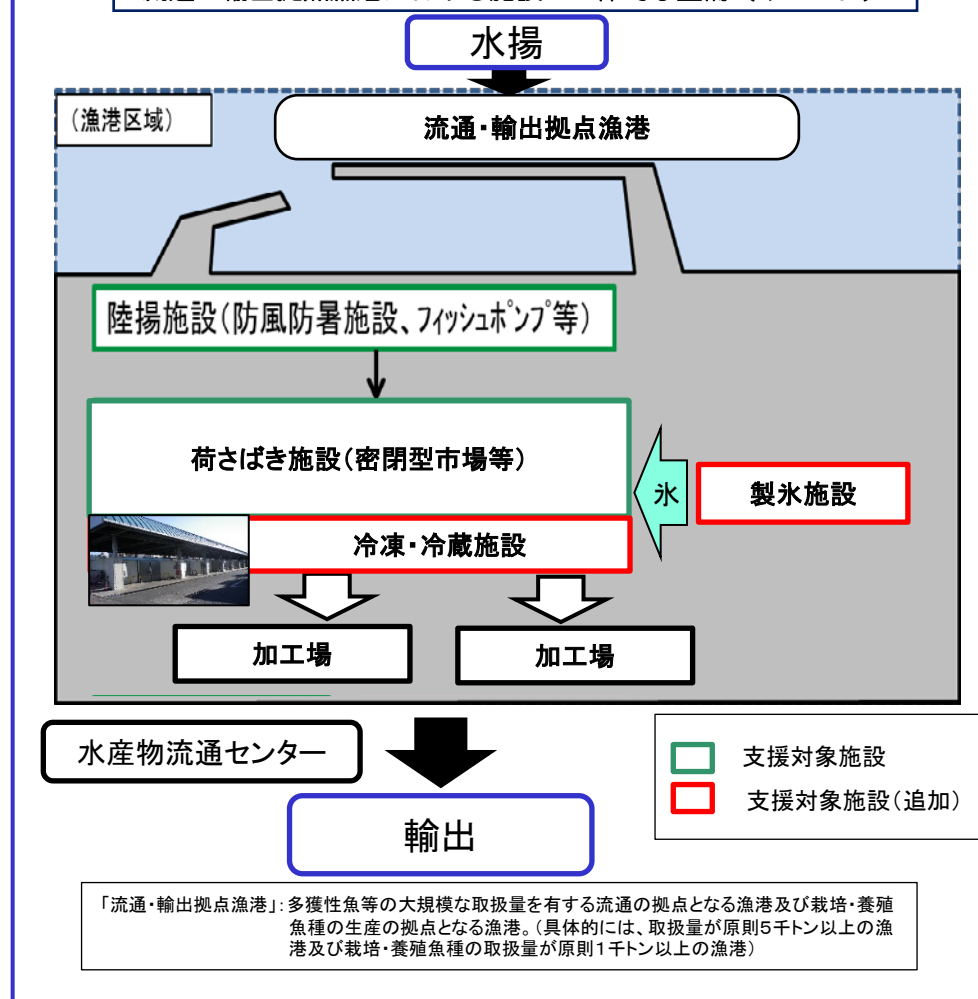
<事業の内容>

- 流通・輸出拠点漁港において、従来の対象施設である荷さばき所と一体的に機能する「製氷施設」、「冷凍・冷蔵施設」を対象に追加。

※「製氷施設」や「冷凍・冷蔵施設」については、荷さばき所と同様の採択要件（取扱量8千トン以上又は栽培・養殖魚種1千トン以上等）を満たす漁港であり、かつ必要な衛生管理基準を満たしている施設に限る。

- 事業主体：国、地方公共団体、水産業協同組合
- 国費率：1/2等（特定第3種漁港における「荷さばき所」、「製氷施設」及び「冷蔵・冷凍施設」については2/3）

流通・輸出拠点漁港における施設の一体的な整備（イメージ）



広域フロンティア漁場整備事業（新規）

1 趣 旨

我が国の沖合漁業生産量はピーク時の1/3まで減少し、水産資源の動向は約半数が低位水準かつ8割以上が中位低位水準という厳しい状況が続いている。

このような中、排他的経済水域周辺海域は、複数県の漁船の操業が輻輳し漁業調整が難しく、沿岸海域での整備に比べ水深も深く大規模で整備コストもかかるため、排他的経済水域に隣接する領海内では都道府県による整備が進められていない。このため、フロンティア漁場整備による排他的経済水域での対応のみでは、沖合の資源増大の効果の発揮が限定的となっている。

これらのことから、フロンティア漁場整備の保護・増殖効果を高め、沖合資源のさらなる増大を図るため、国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、フロンティア漁場整備と都道府県等が実施する漁場整備を一体的に推進する。

2 事業内容

国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、

- ① 国は整備により更なる増殖が期待される魚種※の「沖合漁場整備計画（広域フロンティア漁場整備計画）」を策定。
- ② 同計画に基づき、関係都道府県等は、領海内で対象魚種に係る保護措置を講じるとともに、フロンティア漁場整備と一体的な漁場整備を実施（補助率2/3）。
- ③ 国及び関係都道府県等によるモニタリング結果を踏まえ、P D C Aサイクルにより計画を見直し。

※国のフロンティア漁場整備における対象魚種と同一の魚種。

3 採択要件

沖合の水産資源増大を図るため、以下の①②を一体的に実施するもの

- ① 国が実施するフロンティア整備事業
- ② フロンティア漁場整備事業と一体的に地方公共団体等が行うものであり、かつ、保護措置が講じられる漁場整備事業

4 事業実施主体

国、地方公共団体等

5 事業実施期間

平成29年度～

6 補助率

2/3（地方公共団体等）

7 対象事業

特定漁港漁場整備事業、水産環境整備事業

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

広域フロンティア漁場整備事業（新規）

～ フロンティア漁場整備事業と連携した沖合漁場整備の推進 ～

- フロンティア漁場整備の保護・増殖効果を高め、沖合資源の更なる増大を図るため、国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、フロンティア漁場整備と都道府県等が実施する漁場整備を一体的に推進。

<現状と課題>

- 我が国の沖合漁業生産量はピーク時の1/3まで減少し、水産資源の動向は約半数が低位水準、8割以上が中位低位水準で厳しい状況。
- 排他的経済水域に隣接する領海内では、
 - ・複数県の漁船の操業が輻輳し漁業調整が難しく、
 - ・沿岸海域での整備に比べ水深も深く大規模で整備コストもかかるため、
 都道府県等による整備が進められておらず、フロンティア漁場整備による対応のみでは、資源増大の効果の発揮が限定的。

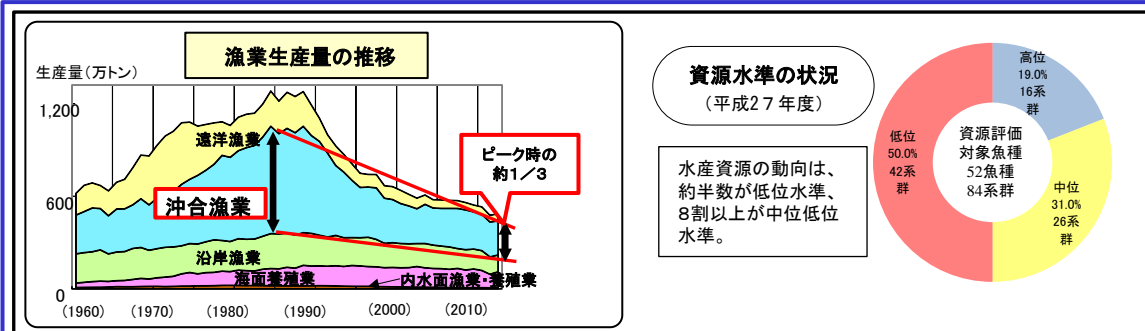
<今後の対応>

- フロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）の隣接海域（領海）において、国のフロンティア漁場整備と連携し、都道府県等が実施する漁場整備を一体的に推進することにより、沖合資源の更なる増大を図る。

<事業の内容>

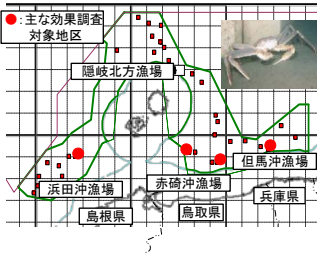
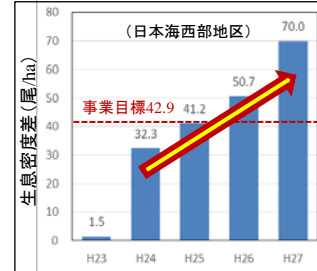
- 国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、
 - ① 国は整備により更なる増殖が期待される魚種※の「沖合漁場整備計画（広域フロンティア漁場整備計画）」を策定。
 - ② 同計画に基づき、関係都道府県等は、領海内で対象魚種に係る保護措置を講じるとともに、フロンティア漁場整備と一体的な漁場整備を実施（補助率2/3）。
 - ③ 国及び関係都道府県等によるモニタリング結果を踏まえ、P DCAサイクルにより計画を見直し。

※国のフロンティア漁場整備における対象魚種と同一の魚種。

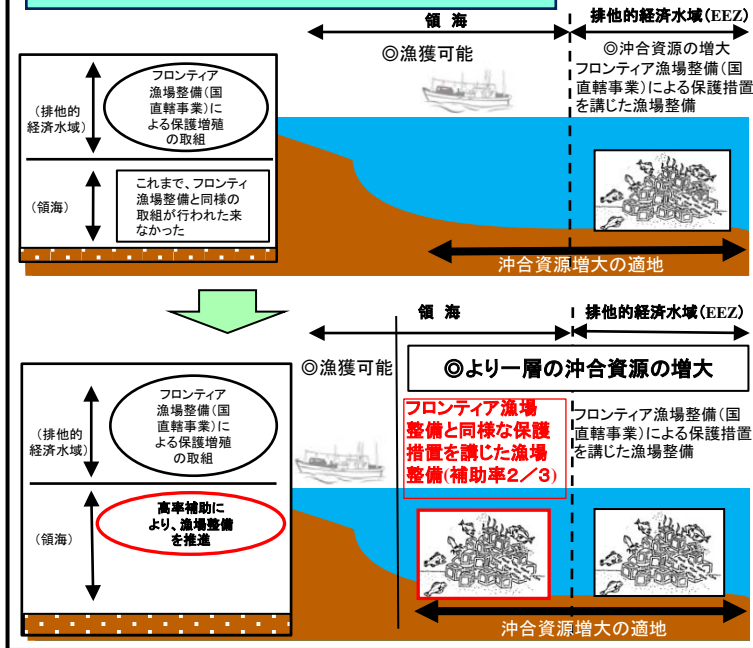


【フロンティア漁場整備の効果の例】

日本海西部地区において、ズワイガニ、アカガレイの保護育成礁を整備。保護育成礁と一般海域との生息密度差は事業目標を上回る効果が得られている。



広域フロンティア漁場整備事業のイメージ



水産資源を育む水産環境保全・創造事業（拡充）

1 趣 旨

昨今、海水温上昇等による広域的かつ大規模な磯焼けの発生や有機物の過剰な負荷による底質悪化など、水産生物の生息環境が大きく変化している。

一方、複数都道府県にまたがる広域的な海域において、地方公共団体が主体となった調査では、水産環境の変化や広範囲に移動する魚種の生態について広域的かつ的確に把握することが難しく、十分な科学的知見に基づく対策の立案・計画策定や実施が困難である。

このため、複数都道府県にまたがる海域において、国が主体となって調査、実証試験を実施し、「水産環境整備マスタープラン」を策定するとともに、当該マスタープランに基づき、地方公共団体等が漁場整備等を実施する体制を整備する。

2 事業内容

これまで、海域における水産資源の増大や豊かな生態系の維持回復を図るため、水産生物の生活史に対応した環境整備を推進してきたところであるが、特に複数都道府県にまたがる広域的な海域において、効率的かつ効果的な漁場整備のため、以下の①～④のように、国が主体となって調査・実証試験、「水産環境整備マスタープラン」の策定に基づき、地方公共団体等が連携し漁場整備等を推進するもの。

- ① 複数都道府県にまたがる広域的な海域において、国が先導的に調査・実証試験、社会実験等を実施。その結果を踏まえ、整備手法を確立。
- ② 上記①を踏まえ、広域的な海域における漁場整備について、国が主体となって「水産環境整備マスタープラン」を策定。
- ③ 効率的かつ効果的な整備を図るため、上記②の「水産環境整備マスタープラン」に基づき、地方公共団体等が種苗放流、資源管理等と連携し、漁場整備を実施
- ④ 事業主体によるモニタリング結果を踏まえ、国が必要なフォローアップ調査の実施及びPDCAサイクルによる計画の見直し

3 採択要件

既存事業の採択要件

4 事業実施主体

国、地方公共団体等

5 事業実施期間

平成29年度～

6 補助率

1 / 2 等（既存事業の補助率）

7 対象事業

特定漁港漁場整備事業、水産流通基盤整備事業、水産環境整備事業、水産生産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

水産資源を育む水産環境保全・創造事業（拡充） ～効率的な水産環境整備マスタープランの推進～

○ 複数都道府県にまたがる広域的な海域において、効率的かつ効果的な漁場整備のため、国が主体となって調査・実証試験、「水産環境整備マスタープラン」を策定するとともに、当該マスタープランに基づき、地方公共団体等が連携し漁場整備等を推進する体制を整備。

<現状と課題>

- ・ 昨今、海水温上昇等による広域的かつ大規模な磯焼けの発生や有機物の過剰な負荷による底質悪化など、水産生物の生息環境が大きく変化。
- ・ 一方、複数都道府県にまたがる広域的な海域において、地方公共団体が主体となった調査では、水産環境の変化や広範囲に移動する魚種の生態について広域的かつ的確に把握することが難しく、十分な科学的知見に基づく対策の立案・計画策定や実施が困難。

<今後の対応>

- ・ 複数都道府県にまたがる海域において、国が主体となって調査・実証試験、「水産環境整備マスタープラン」を策定するとともに、当該マスタープランに基づき、地方公共団体等が漁場整備等を実施する体制を整備。

<事業の内容>

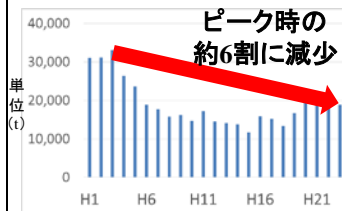
- ① 複数都道府県にまたがる広域的な海域において、国が主体となって調査・実証試験、社会実験等を実施。その結果を踏まえ、整備手法を確立。
- ② 上記①を踏まえ、広域的な海域における漁場整備について、国が主体となって「水産環境整備マスタープラン」を策定。
- ③ 効率的かつ効果的な整備を図るため、上記②の「水産環境整備マスタープラン」に基づき、地方公共団体等が種苗放流、資源管理等と連携し、漁場整備を実施。
- ④ 事業主体によるモニタリング結果を踏まえ、国が必要なフォローアップ調査の実施及びPDCAサイクルによる計画の見直し。

国が調査・実証試験を実施し、地方公共団体等が対策を実施

伊勢湾・三河湾（アサリ）

現状及び課題

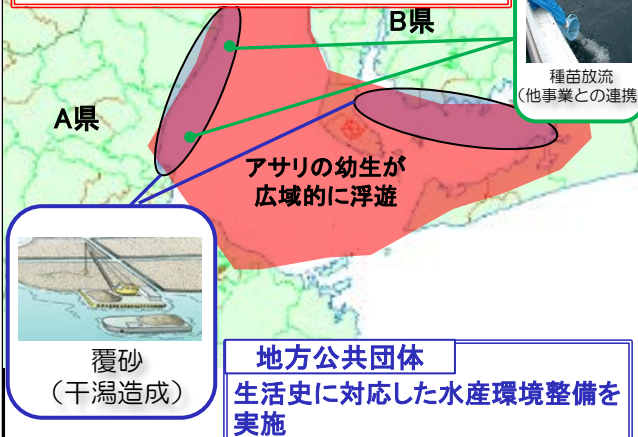
アサリの漁獲量



- ・ 地方公共団体主体の調査ではアサリ浮遊幼生の広域的な動態把握が困難
- ・ 広域的な干潟造成材の供給体制が未確立

対策の実施【イメージ】

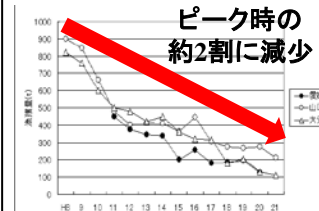
国 アサリ資源の動態調査
関係機関による砂の供給体制の整備



伊予灘の例（カレイ類）

現状及び課題

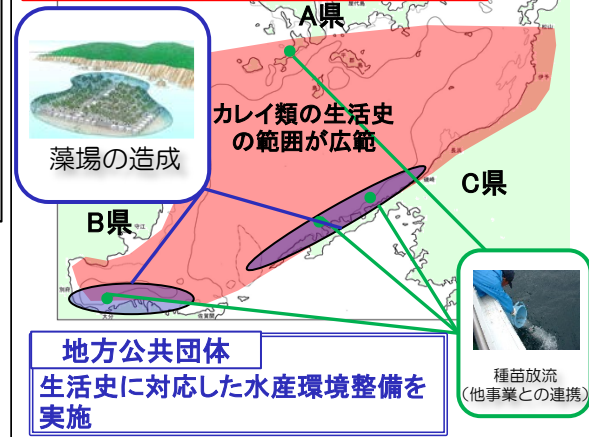
カレイ類の漁獲量



- ・ 地方公共団体の調査ではカレイ類の広域的な動態把握が困難
- ・ カレイ類の生活史全体の広域的な動態を踏まえた藻場造成の検討が困難

対策の実施【イメージ】

国 カレイ類資源の動態調査等



ストック効果の最大化に向けた 漁港の機能分担・有効活用推進事業（拡充）

1 趣 旨

人口減少社会の到来や港勢の動向が変化する中、施設の維持管理・更新費の増大が懸念されている。

また、陸揚・集出荷機能等の漁港機能の集約化を図る一方、漁港の静穏水域等のさらなる活用など、既存ストックの有効活用の加速化が求められている。

このため、漁港の機能分担の見直し等により空いた漁港の静穏水域の増養殖場や蓄養水面としての活用及び用地の活用等を図るための支援策を強化する。

※さらなる既存ストックの有効活用を図るため、事業名を従来の「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」から「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」に改名。

2 事業内容

漁港水域や用地の活用など漁港施設の有効活用を一層推進するため、水産物供給基盤機能保全事業（ストマネ事業）においてこれまでの漁港施設の補修、改良、除却に加え、

① 水域における増殖礁等の設置や蓄養水面の整備、

② 用地舗装など漁港施設用地の整備、

等の支援を追加。

また、あわせて施設の有効活用をより効果的に推進するために必要な調査計画等について支援。

※②の用地舗装など漁港施設用地は、①の水域の有効活用（増養殖場等）に関連するものに限る。

3 採択要件

既存事業の採択要件。

4 事業実施主体

国、地方公共団体等

5 事業実施期間

平成 28 年度～

6 補助率

1 / 2 等（既存事業の補助率）

（ストマネ事業における漁場整備について 1 / 2 等）

7 対象事業

特定漁港漁場整備事業、水産流通基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産環境整備事業、水産生産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業（拡充）

○ 漁港ストックの適正化やストック効果の最大化に向け、漁港機能の集約化を図る一方、既存施設の有効活用等を一層促進し、施設の維持・更新費の増大の抑制を図る。

＜現状と課題＞

- 人口減少社会の到来や港勢の動向が変化中、施設の維持管理・更新費の増大が懸念。
- 平成28年度に「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」を創設し、既存ストックの再活用について、先導的に取り組む地区の支援を開始。

• このような中、より効率的かつ効果的な既存ストックの有効活用の加速化が求められているところ。



＜今後の対応＞

- さらなる既存ストックの有効活用を図るため、漁港の機能分担の見直し等により空いた漁港の静穏水域の増養殖場や蓄養水面としての活用及び用地の活用の加速化を図るための支援策を強化。

※さらなる既存ストックの有効活用を図るため、事業名を従来の「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」から「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」に改名。

＜事業の内容＞

漁港水域や用地の活用など漁港施設の有効活用を一層推進するため、水産物供給基盤機能保全事業（ストマネ事業）においてこれまでの漁港施設の補修、改良、除却に加え、

①水域における増殖礁等の設置や蓄養水面の整備、

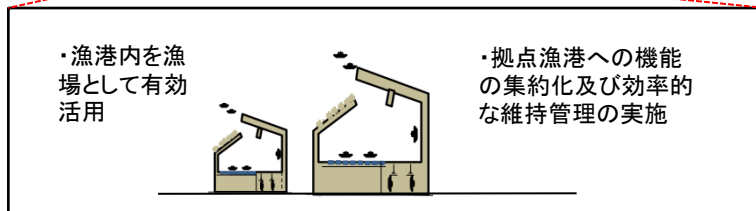
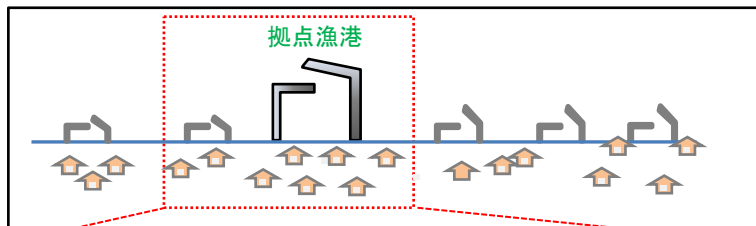
②用地舗装など漁港施設用地の整備、

等の支援を追加。

また、あわせて施設の有効活用をより効果的に推進するために必要な調査計画等について支援。

※②の用地舗装など漁港施設用地は、①の水域の有効活用（増養殖場等）に関連するものに限る。

漁場施設による既存ストックの有効活用イメージ



・漁港内を漁場として有効活用

・拠点漁港への機能の集約化及び効率的な維持管理の実施

・機能再編・利用の転換
・港内の効率的利用の促進

漁港の静穏水域を有効活用した増殖礁の設置、漁港用地（蓄養水面、用地舗装）の補修改良



藻場の造成

水域に余裕のある漁港において、増養殖機能の増進を図るため、港内を活用した藻場などの増殖場等の整備を促進。



蓄養水面の利用

生産や付加価値の向上のため、活魚の蓄養水面の整備を促進。



漁港用地の利用

水域の有効活用に合わせて、蓄養生け簀や漁網の補修等の陸上作業等に必要用地舗装の整備。

ICTの導入：

より一層効果を増大させるための附帯施設（海域環境調査システム等の情報関連施設）の整備



水産基盤整備事業（公共）

【5, 584（14, 210）百万円】

（復旧・復興対策（復興庁計上））

対策のポイント

被災した拠点漁港等の流通・防災機能の強化や地盤沈下対策等を行います。

<背景／課題>

- ・東日本大震災後の被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現するべく、平成28年度からの「復興・創生期間」において、引き続き、**水産業の復興の取り組みを強化**する必要があります。
- ・このため、災害復旧事業等と一体となって、**被災した拠点漁港の流通・防災機能の強化と漁港の地盤沈下対策、漁場の生産力回復のための整備を一層推進**していきます。

政策目標

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧・復興

<主な内容>

拠点漁港等復興対策の推進（被災地対策）

5, 584（14, 210）百万円

拠点漁港における**流通・防災機能強化**、水産加工場等漁港施設用地の嵩上げ・排水対策などの**漁港の沈下対策**を実施するとともに、**漁場の生産力回復のための整備**を行います。

| | |
|------------|-------------------|
| 水産流通基盤整備事業 | 1, 286（6, 896）百万円 |
| 漁港施設機能強化事業 | 3, 233（5, 252）百万円 |
| 水産環境整備事業 | 356（1, 363）百万円 |
| 水産生産基盤整備事業 | 453（420）百万円 |
| | 補助率：1/2等 |
| | 事業実施主体：地方公共団体 |

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491（直））]

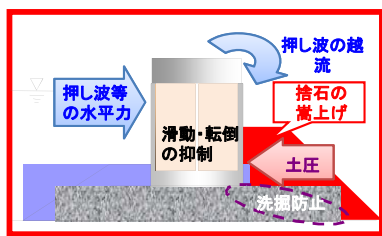
水産基盤整備事業復旧・復興対策（被災地）

平成29年度予算概算決定額：5,584（14,210）百万円【復興庁計上】

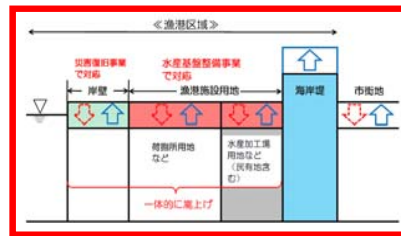
漁港

- 事業内容
 - ・地盤沈下に対応した水産加工場用地の嵩上げ、排水対策
 - ・地震・津波に対応した防波堤・岸壁等の整備
 - ・被災地における流通・加工機能の強化のための荷捌き所の整備
- 補助率：1/2等
- 実施主体：地方公共団体

防波堤の改良



地盤沈下対策



荷捌き所の整備



復旧・復興方針

●全国的拠点漁港

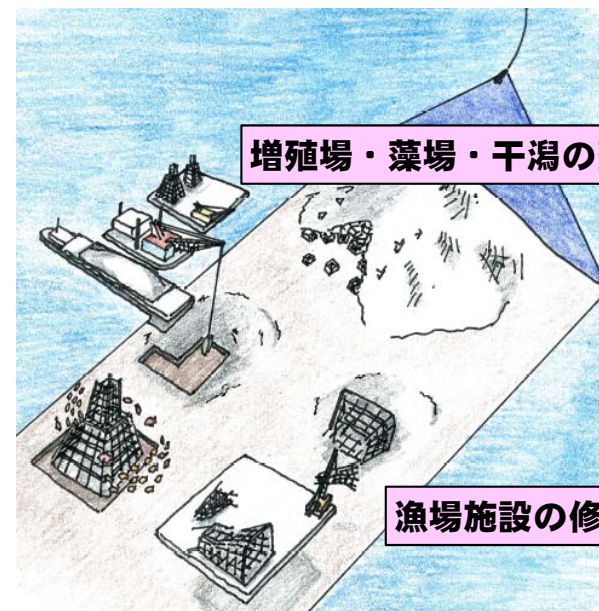
流通・加工機能の強化、防災機能の強化等復興施策を推進。

●地域の拠点漁港

市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等復興施策を推進。

漁場

- 被災地における増殖場、藻場・干潟の整備等の広域的な整備
- 国費率：1/2
- 実施主体：地方公共団体



復旧・復興方針

●漁場施設等の整備

水産資源の回復を図りつつ、漁場の生産力の増進を図るため、増殖場、藻場・干潟の整備等を推進。

【参考】

1. 平成29年度概算決定

水産基盤整備事業関連対策

「漁港機能増進事業（新規）」＜非公共＞

2. 平成28年度補正予算の概要

水産基盤整備事業

1 . 平成29年度概算決定

水産基盤整備事業関連対策

「漁港機能増進事業（新規）」＜非公共＞

漁港機能増進事業（新規）

1 趣 旨

近年、漁村においては、全国平均を上回る早さで人口減少や高齢化が進行し、漁村の活力の低下が懸念されている。

また、漁港をはじめ社会資本全体において、多くの施設が耐用年数を迎える中、維持管理・更新費の増大等が懸念されることから、既存施設を最大限活用したストック効果の最大化が求められている。

これらのことから、漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取り組みを推進するものである。

2 事業内容

漁港の利用者や生産者の就労環境の改善や漁港施設の有効活用など、漁港機能の増進を図るため、以下の施設整備を推進する。

- ① 省力化・軽労化・就労環境改善施設（岸壁・用地等の屋根、防風防雪防暑施設、浮体式係船岸 等）
- ② 有効活用促進施設（港内の増養殖施設、用地舗装、岸壁等の施設の改良等）
- ③ 安全対策向上施設（津波バリア施設、避難はしご 等）

3 事業主体

地方公共団体等

4 事業実施期間

平成29年度～平成33年度

5 平成29年度概算決定額（前年度予算額）

1, 000, 000千円（一千円）

6 補助率

1／2等

7 担当課

水産庁計画課 03-3502-8491（直）

漁港機能増進事業

【平成29年度予算概算決定額：1,000(一)百万円】

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善や漁港施設の有効活用など漁港機能の増進を図る。

【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

<浮体式係船岸の整備>



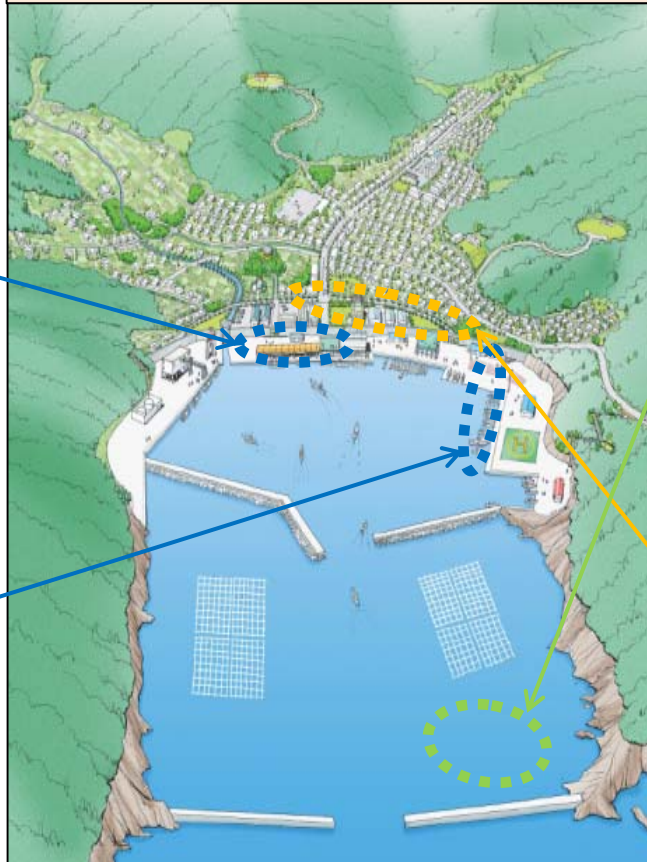
○荷揚げや積み込み作業等における省力化・軽労化のため、浮体式係船岸を整備。

<岸壁屋根の整備>



○屋外作業における就労環境改善のため、岸壁の屋根を整備。

漁港(イメージ)



【有効活用促進施設】



○港内の静穏域を有効活用するため、アワビ等の増殖場を整備。

【安全対策向上施設】



東日本大震災において漂流した漁船

○津波による漁船等の漂流物の流出や、漂流物による二次災害を回避するため、津波バリア施設を整備。

【事業実施主体】 地方公共団体等

【補助率】 1/2等

2 . 平成28年度補正予算の概要

水産基盤整備事業

水産基盤整備事業（公共）

【15,950百万円】

対策のポイント

- ・ T P P協定の発効を見据えて、水産物の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港において、衛生管理対策等を推進します。
- ・ 水産日本の復活に向けて、国内水産物の競争力強化を図るため、拠点漁港の衛生管理対策や水産資源の回復対策を推進します。
- ・ 自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁業地域における防災・減災対策や長寿命化対策を推進します。

<背景／課題>

- ・ T P P協定の発効を見据えて、高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港において、衛生管理対策や流通機能の高度化を図ることが必要です。
- ・ 水産日本の復活を実現し、国内水産物の競争力強化を図るため、拠点漁港における衛生管理対策、水産資源を回復するための漁場整備が必要です。
- ・ 南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波、近年の急速に発達する低気圧や台風等の異常な気象災害等による施設被害や地域産業への影響を最小限に抑えるため、漁業地域における防災・減災対策が必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加
(29% (平成21年度) → 概ね70% (平成28年度))
- 水産物輸出額の拡大
(1,700億円 (平成24年) → 3,500億円 (平成32年))
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上
(概ね11万トンの増産 (平成28年度))
- 流通拠点漁港における陸揚岸壁の耐震化の推進
(20% (平成21年度) → 概ね65% (平成28年度))

<主な内容>

1. 水産物輸出促進緊急基盤整備事業

7,000百万円

大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等を一体的に整備します。

直轄漁港整備事業
水産流通基盤整備事業

900百万円

6,100百万円

国費率：10/10、2/3、1/2

事業実施主体：国、地方公共団体等

2. 国内水産物の衛生管理や資源回復のための基盤強化対策 4, 000百万円

国内水産物の競争力強化を図るため、拠点漁港における衛生管理対策等を推進します。また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための漁場整備を推進します。

| | |
|-----------------|----------|
| フロンティア漁場整備事業 | 300百万円 |
| 水産流通基盤整備事業 | 690百万円 |
| 水産生産基盤整備事業 | 900百万円 |
| 水産環境整備事業 | 2,110百万円 |
| 国費率：10/10、1/2等 | |
| 事業実施主体：国、地方公共団体 | |

3. 自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策 4, 950百万円

地震・津波、台風等の自然災害に強く、安全で安心な漁業地域の実現に向けて、岸壁等の耐震化や粘り強い構造をもつ防波堤など漁港施設の防災・減災対策や長寿命化対策を推進します。

| | |
|-----------------|----------|
| 直轄漁港整備事業 | 120百万円 |
| 水産流通基盤整備事業 | 551百万円 |
| 水産生産基盤整備事業 | 1,069百万円 |
| 水産物供給基盤機能保全事業 | 1,280百万円 |
| 漁港施設機能強化事業 | 1,880百万円 |
| 水産環境整備事業 | 50百万円 |
| 国費率：10/10、1/2等 | |
| 事業実施主体：国、地方公共団体 | |

[お問い合わせ先：水産庁計画課 (03-3502-8491)]

水産物輸出拡大緊急対策事業

【9,500百万円】

対策のポイント

TPP大筋合意を踏まえ、水産物の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港等の整備や水産加工施設のHACCP対応の推進を支援します。

<背景／課題>

- ・TPP（環太平洋パートナーシップ協定）を契機として、水産物については相手国の関税が即時又は短期間で撤廃されることから、高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を推進することが重要です。
- ・このため、水産物・水産加工品輸出拡大協議会の主導のもと、大規模流通・輸出拠点漁港等の整備、輸出に必要な水産加工施設のHACCP対応を総合的に推進することが必要です。

政策目標

水産物の輸出金額を平成31年（平成32年から1年前倒し）までに3,500億円に拡大

<主な内容>

1. 水産物輸出促進緊急基盤等整備事業<一部公共> 7,500百万円
(うち公共7,000百万円)

(1) 水産物輸出促進緊急基盤整備事業<公共>

大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。

(2) 水産物輸出拡大施設整備事業

陸揚量が多い港湾を核とした地域において、地域の多様な主体が連携を図り、一貫した衛生管理の下、港湾管理者等の行う岸壁等の整備と連携して、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。

国費率：1／2等
事業実施主体：国、地方公共団体、水産業協同組合

2. 水産物輸出促進緊急推進事業（HACCP対応のための施設改修等支援事業） 2,000百万円

輸出先国のHACCP基準への対応を目指す水産加工業者等に対し、水産加工施設の改修等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等

(関連対策)

1. 農林水産物の品目別輸出促進緊急対策のうち、水産物関係

2,997百万円の内数

水産物・水産加工品輸出拡大協議会の主導のもと、計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対する輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備、輸出先国のニーズ等に合わせた海外でのプロモーション活動の実施及び輸出戦略上の重点品目であるホタテ、ナマコについて安定した生産量の確保を目的とした減産防止対策や効果的な資源の増大方法の実証等について支援します。

委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等

【平成28年度補正予算の概要】

2. 国際的に通用する認証取得の拡大のうち我が国発の水産エコラベル認証の取得推進 388百万円の内数

我が国発の水産エコラベル認証の国際標準化に向けて、その認証取得、講習会の開催、普及指導員の育成並びに国内外事業者及び消費者等に向けての水産資源情報の提供体制の整備に要する経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

| | | |
|----------|----------|----------------|
| お問い合わせ先： | | |
| 1の事業 | 水産庁計画課 | (03-3502-8491) |
| 2の事業 | 水産庁加工流通課 | (03-3502-8427) |
| 関連対策1の事業 | 水産庁加工流通課 | (03-3502-8427) |
| | 水産庁漁場資源課 | (03-3502-8486) |
| 関連対策2の事業 | 水産庁栽培養殖課 | (03-3501-3848) |
| | 水産庁企画課 | (03-6744-2343) |
| | 水産庁漁場資源課 | (03-3502-8486) |

水産物輸出拡大緊急対策事業 [平成28年度補正予算額: 9,500百万円]

水産物の輸出戦略に基づき、水産物・水産加工品輸出拡大協議会の主導の下、輸出促進による競争力強化を図るため、

◆水産物輸出促進緊急基盤等整備事業（一部公共）

大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域等で、周辺の産地からの水産物も取り込み、一貫した高度衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な施設を一体的に整備（輸出体制を短期間に構築するため、荷さばき施設、製氷施設等の整備を支援）

◆水産物輸出促進緊急推進事業（HACCP対応のための施設改修等支援事業）

輸出先国のHACCP基準に対応するための水産加工・流通施設の改修等を支援

◆農林水産物の品目別輸出促進緊急対策等（関連対策）

輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備の支援、海外でのプロモーション活動、ホタテ、ナマコの安定生産確保対策、我が国発の水産エコラベル認証の国際標準化に向けた認証取得支援等を実施

